

労働災害防止計画

(期間 平成25年度～平成29年度)

厚生労働省北海道労働局

＜目次＞

1 計画のねらい	1
2 計画の目標	1
3 北海道内の現状と課題	2
(1) 安全衛生を取り巻く状況の変化	2
(2) 安全面の現状	3
ア 死亡災害の発生状況	3
イ 死傷災害の発生状況	3
(3) 健康面の現状	4
ア メンタルヘルス、過重労働	4
イ 化学物質等	4
ウ 腰痛	4
エ 受動喫煙防止対策	4
4 重点とする具体的な取組	5
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	5
ア 重点とする業種対策	5
(ア) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	5
① 建設業	5
② 製造業	6
③ 林業	7
④ その他の業種	8
(イ) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策	8
① 陸上貨物運送事業	8
② 第三次産業	8
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	10
① メンタルヘルス対策	10
② 過重労働対策	10
③ 化学物質による健康障害防止対策	10
④ 粉じん障害防止対策	11
⑤ 腰痛予防対策	11
⑥ 受動喫煙防止対策	11
ウ 業種横断的な取組	12
① 自主的な安全衛生管理活動の促進	12
② 交通労働災害対策	12
③ リスクアセスメントの普及促進	12
④ 高年齢労働者対策	12
⑤ 非正規労働者対策	13
(2) 労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働及び発注者等に対する取組	13

1 計画のねらい

日本が高度経済成長期にあった1960年代には、北海道内で年間500人を超える労働者が仕事によって尊い人命を落とす状況であった。

労働災害を少しでも減らすため、国は昭和33年からこれまで11次にわたって「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和47年には労働災害の防止を目的とする「労働安全衛生法」を制定し、関係業界・専門家などと協力しながら、労働災害防止対策に取り組んできた。

その結果、北海道における労働災害は大幅に減少したが、最近の5年間では、仕事中の負傷や急性中毒などで亡くなる人は年間60人台から90人台の幅で推移しており、過重労働による脳・心臓疾患で死亡したり（いわゆる「過労死」）、仕事が原因で自殺したとして労災認定される人は、合わせて10人近くに上っている。また、負傷したり病気になり、4日以上仕事を休まざるを得なかった人は、年間6,500人前後に達している。

今般、北海道労働局では、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年の労働災害防止計画を策定した。

この計画は、中期的な展望に立ち、今後行政が重点的に取り組む対策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むべき事項を示し、その自主的活動を促進することを目的としている。

事業者、労働者をはじめ、関係者においては、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないものであるという共通認識の下、安全や健康のために必要なコストを理解し、本計画の内容等を十分に踏まえ、それぞれが積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

2 計画の目標

誰もが健康で安全に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死者の数を20%以上減少させること。
- ② 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させること。

3 北海道内の現状と課題

(1) 安全衛生を取り巻く状況の変化

昭和50年代、労働災害の多くが製造業と建設業で発生していたことから、労働災害を防ぐための取組もこうした産業に重点が置かれた結果、北海道の製造業と建設業の労働災害年千人率（労働者千人当たりの労働災害件数の割合）は、昭和51年の製造業20.0、建設業34.2から、平成23年の製造業6.1、建設業4.0へと大幅に減少した。

加えて、北海道の製造業と建設業の雇用者数の全雇用者数に占める割合は、サービス産業の拡大等による産業構造の変化により、昭和55年には全雇用者数の30.9%を占めていたが、平成22年には18.0%にまで減少したこともあり（出典：労働力調査）、北海道の死傷者数全体に占める製造業と建設業の割合は、昭和51年の48.2%から平成23年には33.0%まで減少した。

一方、労働者が第三次産業へとシフトしたことにより、北海道の死傷者数全体に占める第三次産業の割合は増加しており、平成23年は39.5%となっている。中でも労働災害が急増している医療や介護などの分野は、高年齢化の進展による需要の拡大により、従事する労働者が今後も増えることが予想されている。

健康対策の面でも変化が生じており、これまでには、作業に伴う粉じんによる「じん肺」、製造・建設現場で使われる様々な化学物質による急性中毒やがんなどの健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年では、これらに加えて職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、屋内の事務所における受動喫煙、介護作業における腰痛といった問題が重要性を増している。

また、北海道内の労働者全体に占める非正規労働者の割合は、就業構造基本調査によれば、平成4年は20.9%であったが、平成19年には38.2%まで増加しており、非正規労働者の多い第三次産業で労働災害が増加していることにも留意する必要がある。

経済構造や就業環境の変化に加えて、急速に進む少子高年齢化による影響も生じている。

国勢調査によれば、北海道の60歳以上の高年齢者人口は、平成2年は99万4千人、平成22年は182万2千人と過去20年間でほぼ倍増しており、高年齢者雇用の促進と相まって、高年齢労働者の数が増えており、また、年齢別の災害発生率も高年齢者で高くなっている。

また、高年齢者は高血圧などの基礎疾患有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながることも懸念される。

今後も高年齢化が進み、これまで以上に労働者に占める高年齢者の割合は高くなることが見込まれるため、これから労働災害防止の取組は、これら高年齢化による災害リスクの増大も念頭においていく必要がある。

(2) 安全面の現状

ア 死亡災害の発生状況

北海道の死亡者数を見ると、第11次労働災害防止計画期間中の過去5年間（平成20年～24年）において、毎年60人台から90人台で推移し、死亡者総数は389人となっている。

業種別に見ると、建設業（117人、30.0%）、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業+陸上貨物取扱業）（62人、15.9%）、商業（34人、8.7%）、製造業（29人、7.5%）、林業（29人、7.5%）の順となっている。

事故の型別では、交通事故（109人、28.0%）、墜落・転落（82人、21.1%）、はまれ・巻き込まれ（54人、13.9%）の順となっている。

このうち、交通事故による死亡者109人は、業種別で、陸上貨物運送事業で27人（24.8%）、建設業で24人（22.0%）、商業で23人（21.1%）となっている。

墜落・転落による死亡者82人は、業種別で、建設業で44人（53.7%）、陸上貨物運送事業で10人（12.2%）となっている。

はまれ・巻き込まれによる死亡者54人は、業種別で、建設業で12人（22.2%）、陸上貨物運送事業で9人（16.7%）、製造業で8人（14.8%）となっている。

このため、死亡災害を大幅に減少させるためには、28%を占める交通事故、21%を占める墜落・転落、14%を占めるはまれ・巻き込まれの災害防止対策を徹底させる必要がある。

交通事故防止は、全産業共通の取組が必要であるが、特に多発している陸上貨物運送事業、建設業、商業への取組が重要である。

墜落・転落は半数が建設業で発生しており、はまれ・巻き込まれは建設業、陸上貨物運送事業、製造業で合わせて54%発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であることから、引き続き、建設業、製造業、陸上貨物運送事業に対して重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

また、林業についても、かかり木処理等で死亡労働災害が多発していることから、引き続き対策を講じることが必要である。

イ 死傷災害の発生状況

北海道内の休業4日以上の死傷災害の発生状況を見ると、これまで安全衛生行政が重点的に取り組んできた建設業、製造業では、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で45.9%減、31.7%減と、大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政として必ずしも重点的な取組が行われていなかった第三次産業は10.5%増加している。

このうち、小売業、社会福祉施設の労働災害は、それぞれ過去10年で4.7%、14.9%増加している。

また、全産業の約1割強を占める陸上貨物運送事業では、交通労働災害は年々減少傾向にあるものの、荷役作業時における労働災害に減少傾向が見られない。

労働災害発生件数を減少させるためには、小売業・社会福祉施設等の第三次産業や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきている。

(3) 健康面の現状

ア メンタルヘルス、過重労働

これまでメンタルヘルス対策について重点的に取り組んできたところであり、大規模事業場においては何らかの取組を行っているものが大勢を占めるに至っているものの、北海道においても精神障害や脳・心臓疾患による労災認定が減少していない。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。このため、今後はメンタルヘルス対策に取り組む事業場の拡大と取組内容の充実が課題となる。

また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

イ 化学物質等

印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、基礎的労働衛生管理履行の徹底が求められる分野の潜在が明らかとなり、化学物質等による健康障害防止対策の原点に立ち返った見直しが必要となっている。特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策も課題となっている。

ウ 腰痛

腰痛は業務上疾病の約5割を占めており、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げていることもありこれに対する対策の強化が喫緊の課題となっている。

エ 受動喫煙防止対策

北海道における喫煙率は全国平均より高く、受動喫煙防止対策推進にあたっても配慮すべき状況がある。

4 重点とする具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来から大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となってきており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。

このため、今後5年間、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

① 建設業

(現状)

建設業は、平成23年に死傷者数・死亡者数とも過去最少となったが、平成24年は死亡災害・死傷災害とも増加に転じ、特に死亡者数は27人と大幅に増した。

平成20年から平成23年の4年間について、建設業の死傷者数の事故の型別では、墜落・転落35%、はざまれ・巻き込まれ10%、転倒10%、飛来・落下10%、切れ・こすれ10%となっており、また、死亡者数の事故の型別では、墜落・転落34%、交通事故21%、はざまれ・巻き込まれ12%、崩壊・倒壊9%となっており、死傷者数・死亡者数とも墜落・転落が最も多く、特に建築工事業（木造建築業含む）で墜落・転落災害が多発している状況にある。

建設業は、重篤な労働災害発生の割合が高いことに加えて、熟練労働者等の人材が不足し、現場管理に支障をきたすことによる労働災害の増加が懸念される状況である。

また、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体、改修等の各種工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

以上から、死亡災害等の重篤な労働災害を防止するためにも、建設業は引き続き最重点の業種として対策を講じる必要がある。

(講すべき対策)

a 墜落・転落災害防止対策

- ・ 北海道内では、墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落が約18%を占める一方、はしご、屋根等からの墜落・転落が約39%を占めることから、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するため、労働安全衛生法令の遵守に加え、その機材・手法について普及させる。
- ・ 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、一定条件下でのハーネス型の安全帯を普及させる。

b 建設機械・クレーン災害防止対策

- ・ 車両系建設機械等の接触・転落災害防止対策、移動式クレーンの転倒災害防止対策等についての徹底を図る。

c 全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a)建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・ 統括安全衛生責任者、安全衛生責任者等の現場の管理監督者への店社による指導・援助・教育の徹底を図る。
- ・ 新規に他業種から建設業に就労する者等に対する安全衛生教育の確実な実施を図るとともに、協議組織運営の充実、現場巡視の実施、関係請負人の法令違反を防止するための指導等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

(b)建設工事発注者に対する要請

- ・ 建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、広く要請する。

d 解体・改修工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスベストばく露防止対策

- ・ アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止の徹底を図る。地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行う。

(b) 解体・改修工事の安全対策

- ・ 老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事特有の安全対策の推進を図る。

e 降積雪期の労働災害防止対策

- ・ 屋根除雪作業時の墜落災害、道路等除雪作業時の重機災害、凍結面等での転倒災害、スリップ等による交通労働災害等、降積雪期特有の労働災害防止の徹底を図る。

f 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・ 近年頻発している、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害について、被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

② 製造業

(現状)

製造業の死亡者数については、第10次労働災害防止計画期間中（15年～19年）の64人に対し、第11次労働災害防止計画中（20年～24年）の5年間で29人と大幅に減少しているが、事故の型別では機械によるはまれ・巻き込まれ災害が最も多い。

製造業の中で死傷者数が多い業種は、食料品製造業（52%）、金属・機械器具製造業（17%）、木材木製品・家具装備品製造業（11%）の順となっている。

死傷者数の事故の型別割合では、食料品製造業では、転倒28%、はまれ・巻き込まれ24%、切れ・こすれ15%、金属・機械器具製造業では、はまれ・巻き込まれ27%、墜落・転落15%、飛来・落下13%、木材木製品・家具装備品製造業では、切れ・こすれ31%、はまれ・巻き込まれ28%、転倒10%となっており、障害が残る可能性が高いはまれ・巻き込まれ災害が多く、引き続き対策を講じる必

要がある。

また、団塊の世代の引退等による安全活動への影響にも留意する必要がある。

(講すべき対策)

a 機械災害防止対策の推進

- ・ 死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を含む機械災害防止対策を図る。また、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。
特に、食品加工用機械の安全対策について普及徹底させる。
- ・ 労働災害防止団体とも連携し、安全衛生活動の底上げを図る。

③ 林業

(現状)

林業における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、死傷災害の年千人率は平成23年で22.3となっており、全業種平均(2.8)の約8倍と、労働災害の発生率が他業種に比較して著しく高い状況にあり、重篤度も高い。

死亡災害については、かかり木処理作業を含む伐倒作業によるものが56%と最も多く、車両系建設機械・林業機械によるものが17%を占めている。

死傷者数の事故の型別・起因物別では、チェーンソー等での切れ・こすれが25%、伐倒木による飛来・落下が24%、激突されが16%となっている。

このため、死亡等の重篤な災害を防止するための対策を引き続き講じる必要がある。

(講すべき対策)

a かかり木処理を含む伐木造材作業の安全対策

- ・ 死亡災害が多発しているかかり木の処理の安全対策として、新規就労者・熟練者を問わず「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の徹底を図る。
- ・ 伐木造材作業について、作業手順に従った作業の徹底を図る。
- ・ チェーンソーによる切傷、刈払機による作業中の転倒、切傷等の災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 車両系建設機械・林業機械災害防止のため、作業計画作成等の徹底を推進する。
- ・ 労働災害発生時における緊急体制の整備促進を図る。

b 安全教育の強化

- ・ 雇い入れ時の安全教育の完全実施を図る。
- ・ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の教育について周知徹底を図る。
- ・ 車両系林業機械の運転に係る教育の実施を促進する。

c 振動障害予防対策

- ・ 「振動障害総合対策要綱」により的確な指導を行い、特に振動工具の3軸合成値に基づく使用限度時間を徹底させる。

④ その他の業種

- ・ 港湾貨物運送事業等の重篤度の高い労働災害の可能性が高い業種についても、引き続き実態等を踏まえた労働災害防止対策を推進する。

(イ) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

① 陸上貨物運送事業

(現状)

陸上貨物運送事業（道路貨物運送業＋陸上貨物取扱業）の労働災害は、10年前と比較して16.4%減少しているものの、ここ5年間は横ばい状態にある。

死傷者数のうち、交通労働災害が全体の約1割強であるのに対し、荷役作業中の労働災害は5割弱を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約5割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。これらの荷役作業中の労働災害は、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く約6割を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の荷役運搬のための器具、用具による災害も発生している。

こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策については、荷役作業を重点に陸上貨物運送事業者自らが対策を講じるとともに、荷役作業場所を管理する荷主先等と連携して進める必要がある。

(講すべき対策)

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及

- ・ 陸上貨物運送事業の労働災害の5割弱が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（仮称）を周知・普及する。

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

- ・ 荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するよう取り組む。

c 荷主による取組の強化

- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担を明確にすること等により、それぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

② 第三次産業

(現状)

第三次産業の死傷者数は、平成14年から平成19年まで増加した後、平成21年まで減少したものの再び増加傾向を示している。

このうち、全産業に占める小売業の割合は、平成14年の8.4%から平成23年は10.7%へ増加しており、また、社会福祉施設では、この割合は平成14年の1.

5%から平成23年は4.5%へ増加し、死傷者数は過去10年で2.4倍となっている。

小売業の事故の型別では、転倒災害の割合が約4割と最も多く、また、社会福祉施設では、動作の反動・無理な動作（腰痛など）の割合が39%、転倒災害が32%を占めるなど、設備面での労働災害防止対策が講じづらい背景もあり、職場の安全意識が醸成されにくい傾向があり、労使一体となった安全対策を普及させる必要がある。

（講すべき対策）

a 自主的安全活動の促進

- ・ 安全管理者等の未選任事業場を解消するとともに、職務事項の徹底を図る。
安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務がない業種の事業場についても、労働災害を調査し、再発防止対策の検討等を行う安全管理体制を整備させる。
- ・ 第三次産業では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高いことから、正規・非正規の別を問わず、実効ある安全衛生教育が現場で確実に取り組まれるように指導する。

b 小売業

（a）大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止

- ・ 労働災害を多発させている多店舗展開企業等に対しては、4S活動を含む労働災害防止対策への取組を浸透させ、傘下の店舗に対する指導援助を進めさせる。
このため、外部資源を活用して労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

（b）バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・ バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・ 機械災害を発生させた事業場に対しては、機械の防護措置、作業手順の作成、安全教育の実施の取組を推進する。
- ・ 安全管理のモデルを普及する。

c 社会福祉施設（介護施設）

- ・ 社会福祉施設（介護施設）に対して、北海道等が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
- ・ 業界団体との連携を図り、災害情報の提供など、事業者の安全意識の醸成を図る。
- ・ 「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル」を周知する等により、腰痛予防対策及びKY活動を推進する。

d 飲食店

- ・ 関係団体等を通じて労働災害防止について周知を図る。
- ・ 安全衛生対策マニュアル等の普及を図る。

e その他の第三次産業

- ・ ビルメンテナンス業等の業種別関係団体との連携を図り、研修会への協力等を通じて、傘下会員事業場の安全意識の定着を進める。
- ・ 災害発生が多発傾向にある場合又は機械設備による重篤な災害発生等の状況がある場合には、関係団体等に対して労働災害防止対策を広く啓発指導し、自主的改善を促進する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

① メンタルヘルス対策

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・ パワーハラスマント対策の周知啓発等によりメンタルヘルス不調の予防のための職場改善の取組を促進する。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・ ストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 取組方策の分からぬ事業場への支援

- ・ メンタルヘルス対策への取り組み方が分からぬとしている事業場への支援を推進する。また小規模事業場に対する支援促進にも配慮する。

d 職場復帰対策の促進

- ・ 本省で作成する職場復帰支援の事例集を活用する等により、事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう啓発を行う。

② 過重労働対策

健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

③ 化学物質による健康障害防止対策

a リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・ 化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・ リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の活用の促進を図る。

b 作業環境管理・作業管理・健康管理の徹底

- ・ 作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施及び結果事後措置の徹底等労働衛生管理の徹底を図る。

④ 粉じん障害防止対策

- ・ すい道建設工事、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業、金属等の研磨作業等における粉じん障害防止及び離職後の健康管理対策の推進を図る。

⑤ 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・ 社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

- ・ 社会福祉施設（介護施設）に対して、北海道等が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。（再掲）
- ・ 「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル」を周知する等により、腰痛予防対策及びＫＹ活動を推進する。（再掲）

⑥ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図り、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

ウ 業種横断的な取組

① 自主的な安全衛生管理活動の促進

- ・ 企業の経営トップに対して、様々な手法、機会を活用して、労働者の安全・健康に対する意識を促進するための働きかけを行う。
- ・ 企業における安全衛生管理体制の確立とその実効ある活動の推進を図る。

② 交通労働災害対策

- ・ 運輸交通業はもとより、死亡交通労働災害が多発している建設業、第三次産業に対しても、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図る。
- ・ 北海道運輸局・北海道警察・災害防止団体等との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

③ リスクアセスメントの普及促進

a リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・ リスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。

c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・ 腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもリスクアセスメントの実施を促進する。

④ 高年齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 高年齢化や高年齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高年齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
- ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増

大と労働者自身が取り組むべき事項について、広く注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等に関する労働災害防止に配慮した労務管理を促進する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知する。

⑤ 非正規労働者対策

- ・ パートやアルバイトなどの非正規労働者に対する雇い入れ時教育等安全衛生教育の徹底を図る。

(2) 労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働及び発注者等に対する取組

- ① 労働災害防止団体等の活動への支援、業界団体との連携を進めるとともに、安全衛生管理に関する外部専門機関の活用を図る。
- ② 建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、広く要請する。(再掲)
- ③ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担を明確にすること等により、それぞれが実施すべき措置の実施を促進する。(再掲)
- ④ 機械製造者等に対しては「機械の包括的安全基準」に基づき機械設備の本質安全化を促進させるとともに残留リスクのユーザーへの提供を図る。
また、機械設備の安全性に問題がある事案については、機械製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

